



Refuse
発生抑制

Reuse
再利用



事業系ごみの適正な分別を徹底して、ごみの減量化を！

掛川市・菊川市



©掛川市

事業系ごみの 分け方出し方



©菊川市

環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築



Reduce
減らす

Recycle
資源化



目次

概要

はじめに	1
事業者の責務	1
ごみ削減・リサイクル推進のメリット	1

事業系ごみの処理について

事業系ごみとは？	2・3
事業系ごみの処理委託の大まかな流れ	4

事業系ごみの現状

事業系可燃ごみ分析結果	5
事業系ごみ搬入物展開検査実施中！	5

これは一般廃棄物？産業廃棄物？

環境資源ギャラリーの事業系一般廃棄物受入基準	6
適正区分について	7
生ごみ・木くず・刈草等	8
紙類(リサイクルできるもの)	9
紙類(リサイクルできないもの)	10
繊維くず・びん・かん・ペットボトル	11
廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・その他	12

ごみ分別・リサイクルの方法

ごみ減量の進め方(例)～レッツスタート～	13
資源物の分別回収とリサイクル	14
雑がみのリサイクル	14

廃棄物処理に関する問い合わせ先

廃棄物処理に関する問い合わせ先	15
-----------------	----

概要

はじめに

掛川市、菊川市のごみを処理している環境資源ギャラリーへは、毎年約3.5万トンのごみが搬入されます。そのうち事業所から発生する事業系一般廃棄物は約7～8千トンで、全体のおよそ5分の1を占めています。

環境資源ギャラリーが定期的実施している事業系一般廃棄物展開検査では、資源として再利用できる紙類や空きびん、空き缶など、リサイクル可能なものが多く含まれている事例が見受けられます。

本ハンドブックは、事業所の皆様向けに、事業系一般廃棄物の分別や削減・リサイクルの方法などの要点を分かりやすくまとめたものです。（産業廃棄物の処分については、県へお問い合わせください。※15ページ参照）

本ハンドブックを参考に、事業系ごみの分別・リサイクルの推進のための取り組みに御利用いただければ幸いです。

事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）、特定家庭用機器再商品化法、食品リサイクル法資源の有効化利用の促進に関する法律など、ごみの削減・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物処理法及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、次のとおり事業活動に伴って生じる廃棄物（ごみ）について、事業者の処理責任を規定しています。

法律や条例で定められた事業者の責務

- 廃棄物を自らの責任において適正に処理すること
- 廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力すること

ごみ削減・リサイクル推進のメリット

コストの削減

事務系ごみの処理にかかる費用は少なくありません。設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの削減と経費の節約・効率化を行えます。

イメージアップ

地球環境問題に大きな関心が集まっている今、ごみ削減やリサイクルを推進することは、企業にとって大きなイメージアップにつながります。また、地域住民とリサイクル活動における交流や協力を行うことにより、いっそうイメージがよくなります。

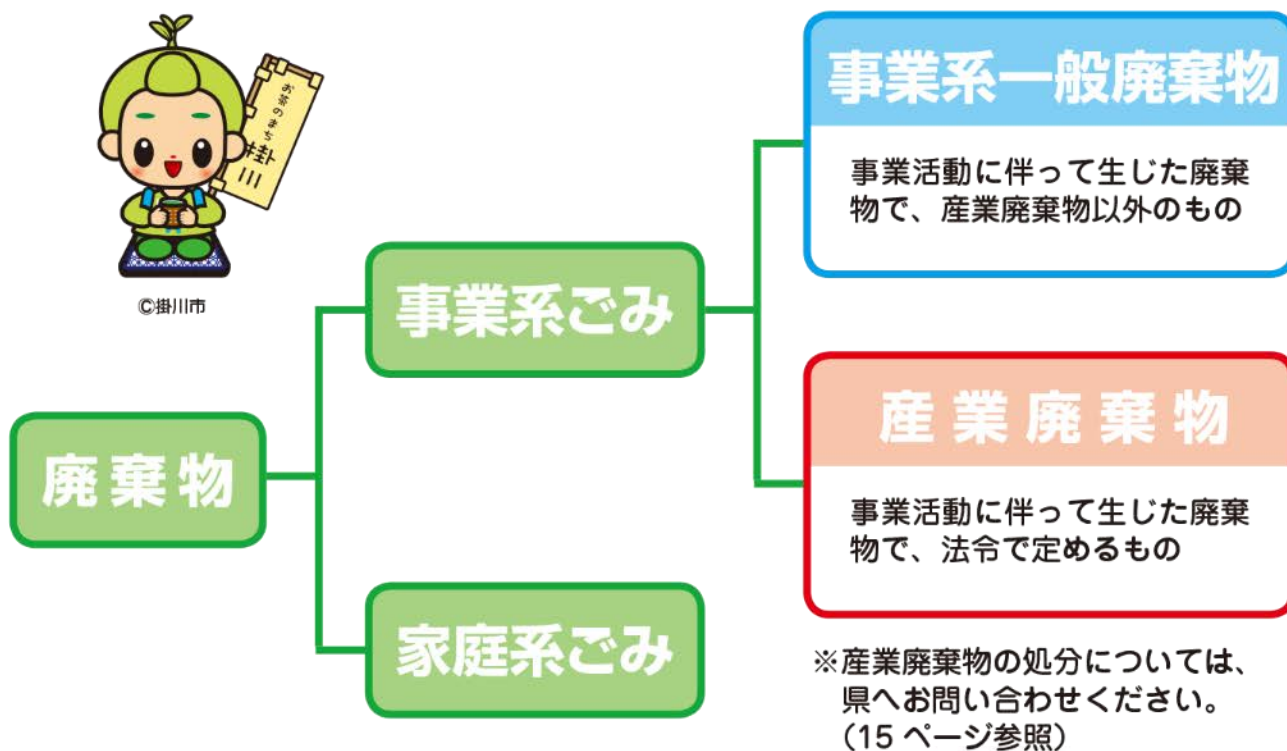
意識改革

ごみを出さない、無駄のない職場づくりを目指すことは、工程や機構の合理化・品質管理・職場の効率化などにつながります。これらを、職場のみなさん一人ひとりが考えることで、従業員の意識啓発にもなります。

事業系ごみの処理について

事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所・学校・官公署など、事業活動から出るごみは、すべて事業系ごみです。個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみとなります。



©掛川市

©菊川市

事業系ごみの種類

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられ、それぞれの処理施設で適正に処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に定められています。

詳しい品目については、7ページを参照してください。

地区・自治会ごみ集積所に、事業系ごみは出せません！

事業系ごみを地区・自治会ごみ集積所に出す行為は量の多少に関係なく不適正排出と見なされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

※事業所から出る資源化物をごみ集積所など拠点回収所へ持ち込むことは出来ません。



★店舗兼住居の建物の場合はごみを別々に処理してください。

店舗・事務所等と住居が同一建物であっても、各々分別し4～12ページを参照し、適正に処理してください。



事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています。

事業系ごみの処理に当たっては、自己処理するか、県や市から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

※4ページ参照

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することは法律違反となりますので、絶対に利用しないで下さい。

事業系ごみの処理委託の大まかな流れ

事業系一般廃棄物

市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者に委託します。

事業系一般廃棄物の

●分別種類

●収集方法

●料金等

を相談しましょう。



(廃棄物処理法第6条の2第6項)

処理業者
と
委託契約



排出時は、適正に分別して中身の見えごみ袋に入れてください。

市の一般廃棄物収集運搬許可業者が収集します。

第○○○号
許可
D
○○市



事業所
から
排 出

収 集
運 搬

(焼却処理)

環境資源ガッラリーへ搬入、焼却されます。



(リサイクル)

民間リサイクル施設に搬入、リサイクルされます。



中間処理
・
リサイクル

焼却残渣は最終処分場へ運ばれ埋立処理されます。

最 終
処 分

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託します。

●分別種類

●収集方法

●料金等

を相談しましょう。

また、委託契約は書面で行う必要があります。



(廃棄物処理法第12条第5項)

引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。



産業廃棄物収集運搬許可業者が産業廃棄物を収集します。

産業廃棄物収集運搬車
○○株式会社
000000号



産業廃棄物処分業許可業者の施設に搬入され、さまざまな方法で中間処理されます。



(リサイクル)

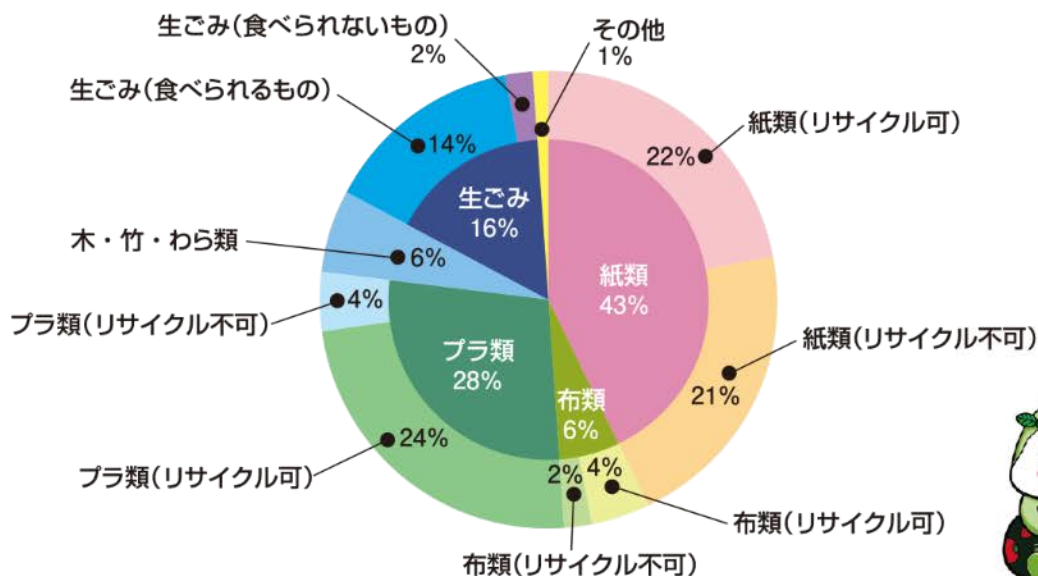
民間リサイクル施設に搬入、リサイクルされます。



中間処理後の残渣は埋立処分場へ運ばれ埋立処理されます。

事業系ごみの現状

事業系可燃ごみ分析結果



※家庭系ごみ組成分析の手法にあわせて分類を行った。



©菊川市

環境資源ギャラリーへ搬入される事業所から発生したごみを分析した結果、ごみの中にたくさんのリサイクル可能なものが含まれていることがわかりました。

事業系ごみ搬入物展開検査実施中！

環境資源ギャラリーでは、持ち込まれる事業系ごみ搬入物展開検査を実施しています。内容物をチェックして、産業廃棄物や資源化可能な紙類や容器包装プラスチック類等が混入していた場合には、排出事業者に対して立入調査や指導・啓発を実施しています。

展開検査で見つかった資源物・搬入不適物の例



紙類が混入



びん・かんが混入



容器包装プラスチックが混入



ダンボールが混入



シュレッダー紙が混入



ペットボトル等が混入

そのほか、店舗から排出されるのぼり旗（※産業廃棄物）の混入も確認されます。

産業廃棄物、資源物、搬入不適物の混入にご注意ください。

→次のページから、事業所での分別・リサイクルの取り組みヒントをご紹介します。

ぜひ、事業所で取り組みを御検討ください。



©掛川市

これは一般廃棄物？産業廃棄物？

環境資源ギャラリーの事業系一般廃棄物受入基準

環境資源ギャラリーは一般廃棄物処理施設として設置されているため、事業所から環境資源ギャラリーに搬入できる廃棄物は事業系一般廃棄物（資源物を含む）のみであり、産業廃棄物に該当する物は受入れ出来ません。燃えるごみの搬入は、原則として透明あるいは半透明のビニール袋で行ってください。以下に示す項目について、守られていない場合は持ち帰っていただきます。

●古紙類

産業廃棄物に該当する物は受入しません。
※個人情報が記載された書類は、民間業者で行っている機密文書処理のご利用をお勧めします。

●病院等から排出される紙おむつ

紙おむつは、可燃ごみとして受入します。（感染の危険があるものは除く）なお、汚物は必ず取り除いてください。

●事業系の廃プラスチック

事業活動に伴って生じた「廃プラスチック類」は産業廃棄物に該当するため、受入しません。

●金属類

事業活動に伴って生じた「金属くず」は産業廃棄物に該当するため、受入れしません。

●鏡、ガラス、せともの類

事業所から発生した「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」は産業廃棄物に該当するため、受入しません。

●食用油

事業系の食用油は産業廃棄物になるため受入しません。

●畳

利用されていた場所を問わず、一般廃棄物に該当するため受入できます。
処理能力の観点から、搬入枚数を1日15枚までとさせていただきます。ただし、建物解体に伴って生じたものは、産業廃棄物に該当するため受入できません。スタイロ畳については、産業廃棄物になる場合がありますので、事前にご確認ください。

●剪定枝

資源化を推進するため、木くず再資源化業者等に処理を依頼してください。

●木製パレット

すべて産業廃棄物に該当しますので、受入できません。

●蛍光灯

事業活動に伴って生じたものは産業廃棄物に該当するため、原則受入できません。
ただし、店舗・事務所の機器で使用していた少量なもの（5本程度）を排出事業所が直接搬入した場合は、受入できます。

●乾電池

事業活動に伴って生じたものは産業廃棄物に該当するため、原則受入できません。
ただし、店舗・事務所の機器で使用していた少量なもの（20個程度）を排出事業者が直接搬入した場合は、受入できます。

●その他

上記のもの以外でも品目と量によってはお持ち帰り頂く場合もありますので、事前に環境資源ギャラリー（TEL:0537-23-2273）までお問い合わせ下さい。

適正区分について

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分します。
(※産業廃棄物は、環境資源ギャラリーで受入できません。)

事業系一般廃棄物



厨芥ごみ、残飯、
茶葉等、
食料品の売れ残り、
魚のあら等

生ごみ
P8



木製の机、椅子、タンス、棚、剪定枝、落ち葉等

木くず
P8



資源化可能な紙類はリサイクルへ

紙くず
P9・10



天然繊維(毛布、木綿布、絹、じゅうたん)
本畳、作業服(綿、絹など)

繊維くず
P11

事業活動に伴って排出される
廃プラスチック類は
産業廃棄物です。

廃プラス
チック類
P12

事業活動に伴って排出される
金属くずは
産業廃棄物です。

金属くず
P12(P11)

事業活動に伴って排出される
**ガラスくず・コンクリートくず・
陶磁器くず**は
産業廃棄物です。

ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず
P12

事業活動に伴って排出される
右記の品目は
産業廃棄物です。

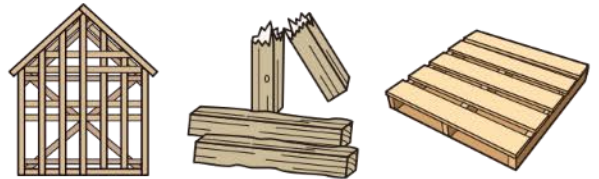
その他
P12

産業廃棄物

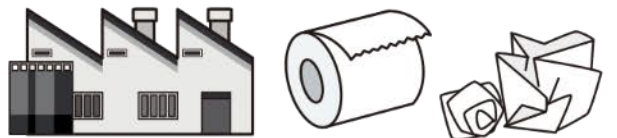


※食品関連事業者
は、食品リサイクル
法によりリサイクル
等の実施率目標が
定められています。

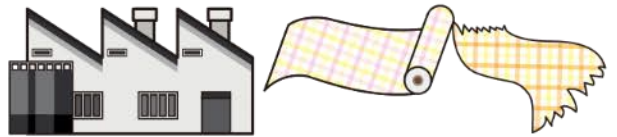
食料品・飲料製造業、医薬品製造業等において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物



建設業(建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの)、
木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの
※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。



建設業(建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの)、
紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業などから出るもの



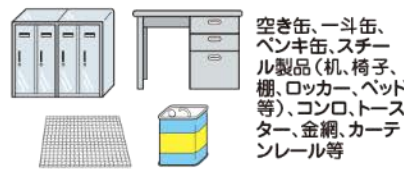
建設業(建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの) 繊維工場から出るもの



発泡スチロール、PPバンド、食品トレイ、ラップ類、スタイロフォーム、点滴のバッグ、チューブ、断熱材、収納ケース、合成樹脂くず、合成繊維くず(カーテン、作業服など)、合成ゴムくず、廃タイヤ等



複数の素材で
できた物

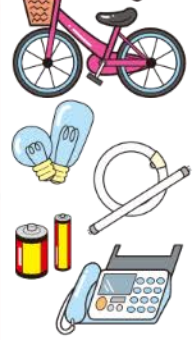


空き缶、一斗缶、ペンキ缶、スチール製品(机、椅子、棚、ロッカー、ベッド等)、コンロ、トースター、金網、カーテンレール等



コップ、茶碗、窓ガラス、鏡、試験管、シャーレー、コンクリートくず等

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、
ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、
動物系固型不要物、動物のふん尿、動物の死体
※但し、動物系固型不要物は、と畜場、
食鳥処理場から排出されるもの、動物のふん尿及び動物の死体は畜産
農業から排出されるものが産業廃棄物です。



コピー機、FAX機、
掃除機、CD、DVD
プレーヤー、照明器具、乾電池、充電式電池、パソコンプリンター、電気コード、自転車、傘、蛍光灯、小型家電製品、電話機等

生ごみちゅうかい（厨芥類）

例

- 食品の食べ残し
- 食品の売れ残り
- 調理残渣
- 魚のあら
- 茶殻 等



運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

- 環境資源ギャラリー①②
- 再資源化事業者③

※食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残渣は**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法

①環境資源ギャラリーへ自己搬入する。（有料）

- ・生ごみは水切りを徹底してください。

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

- ・生ごみは水切りを徹底してください。

③生ごみの資源化を御検討ください。

委託先の許可業者については、15ページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者について」を参考に市のホームページで公開している許可業者の一覧をご覧ください。

木くず・刈草等

例

- 剪定枝・刈草類



運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

再資源化事業者
（リサイクルできるものは、
リサイクルへ）

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、木材、木製品製造業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は、**産業廃棄物**として処理してください。再資源化事業者で再資源化する（自己搬入）

処理方法

再生資源事業者に委託してリサイクルする。



①許可業者へ回収を
依頼しリサイクルする。



②再生資源事業者へ回収を
依頼しリサイクルする。



③自ら再生事業者へ
持ち込む。



紙

類

リサイクルできるもの

例

リサイクルできるもの

新聞・ダンボール・雑誌・OA用紙などの古紙類

新聞・ダンボール・雑誌・OA紙イラスト

運搬方法

再生資源事業者

自己搬入

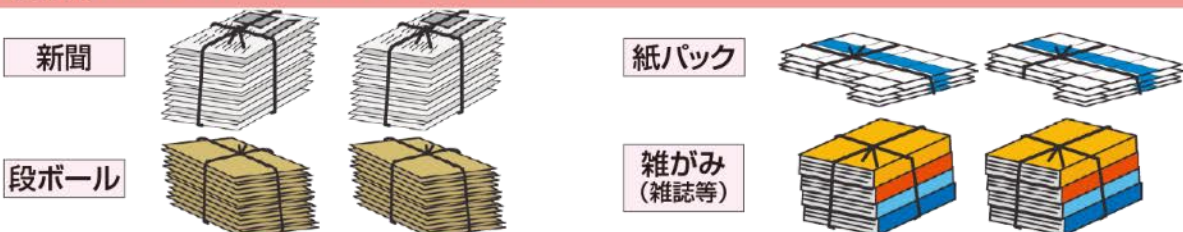
許可業者

処理施設

再生資源事業者
(古紙問屋等)

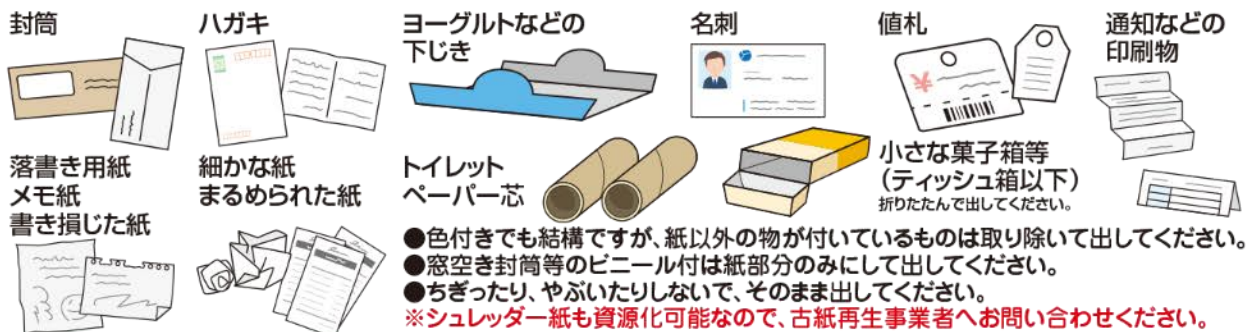
新聞・ダンボール・雑誌などだけではなく、雑がみ類の分別の徹底をお願いします。
雑がみは可燃物への混入割合が多く、分別すれば大幅なごみの減量につながります。

古紙(新聞・段ボール・紙パック・雑がみ)



雑がみ(束ねることが困難な小さな紙)

空封筒・紙箱・紙袋などに入れてください。



古紙類についてまず資源化を考えてください!



※事業所から出る資源化物は、市の施設では受入していません。
リサイクル出来る古紙については、環境資源ギャラリーへの搬入はできません。
分別方法については、再生資源事業者等により異なる場合があります。
収集運搬許可業者又は再生資源事業者へ相談してください。

(資源回収業者(再生資源事業者)は、職業別電話帳タウンページのリサイクルの項目を参照してください。)

紙

類

リサイクルできないもの

例

リサイクルできないもの

感熱紙・カーボン紙・ビニール・ろう
等でコーティングされた紙類

運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

環境資源ギャラリー



リサイクルできないもの

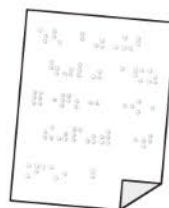
水に溶けない紙

フィルムコーティングされた紙
防水加工された紙
(紙コップ、紙皿、紙製カップめん容器等)
金紙、銀紙(ガムの包み紙、タバコの内包紙等)
写真
ティッシュペーパー、
キッチンペーパー(耐水加工のため)

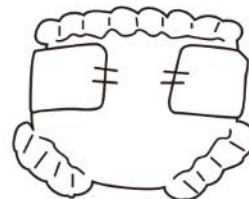


感熱発泡紙

点字用紙
(コーティングされているため)



紙おむつ
(含ポリマーのため)



粘着剤が付着した紙

圧着はがき
(コーティングされているため)



汚れた紙

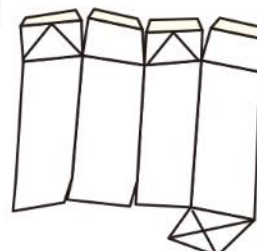
汚れている紙(油、ケチャップ、マヨネーズ等)



再生できない紙パック

詳細は、再生資源事業者
へ確認してください。

アルミコーティング
されたもの



①事業者が環境資源ギャラリーへ自己搬入する。

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

委託先の許可業者については、15ページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者について」

または、「産業廃棄物処理業者(収集運搬業及び処分業者)について」を参考に許可業者を取扱品
目や事業内容等で検索してください。

繊維くず

例

- ・不要になった天然繊維の衣類（綿・絹など）
- ・ウエス
- ・軍手等



運搬方法

再生資源事業者

自己搬入

許可業者

処理施設

再生資源事業者

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、繊維工業の製造工程で生じた繊維くず等は、**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法

自己搬入するか、市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、再生資源事業者へ搬入する。または、再生資源事業者に直接回収を依頼する。

びん・かん・ペットボトル

例

- ・飲料用のびん
- ・飲料用のかん
- ・飲料用のペットボトル



運搬方法

再生資源事業者

自己搬入

許可業者

処理施設

再生資源事業者

処理方法

再生資源事業者に委託してリサイクルする。



① 許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。



② 再生資源事業者へ回収を依頼しリサイクルする。



③ 自ら再生事業者へ持ち込む。



廃

プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず
及び陶磁器くず

例

(廃プラスチック類)
発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品・合成ゴム製品・合成繊維くず・PPバンド・廃タイヤ等
(金属くず)
空き缶・スプレー缶・一斗缶・刃物類・アルミ製品・スチール製品(机・椅子・棚・ロッカー等)
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
空きびん・コップ・茶碗・レンガ・石膏ボード等

運搬方法

自己搬入

許可業者

処理施設

産業廃棄物処分業許可業者

産業廃棄物処分業許可業者に処理を委託する。

処理方法

産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者(収集運搬業許可業者及び処分業許可業者)にその事業の範囲に含まれる産業廃棄物の処理を委託してください。

その他

例

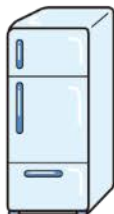
(家電リサイクル法指定品目)
エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機
および衣類乾燥機。

・パソコン
・二輪車
・消火器



メーカー・販売店等に
ご相談ください。

※環境資源ギャラリーでは受入れをしていません。



処理方法

リサイクル関連法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づきリサイクルする。

テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機

[家電リサイクル券センター] ホームページもご参照ください。
<http://www.rkc.aeha.or.jp/> 電話:0120-319640
※業務用扱いとなる場合がありますので、ご確認ください。

パソコン [パソコン3R推進協会] ホームページもご参照ください。

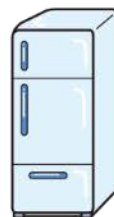
<http://www.pc3r.or.jp/> 電話:03-5282-7685

二輪車 [自動車リサイクル促進センター] ホームページ内もご参照ください。

<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>
二輪車リサイクルコールセンター 電話:050-3000-0727

消火器 [消火器リサイクル推進センター] ホームページもご参照ください。

<http://www.ferpc.jp/> 電話:03-5829-6773



廃プラスチック類
金属くず
ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず
その他

P12

ごみ分別・リサイクルの方法

分別の徹底とリサイクルの推進による

減量
manual

ごみの減量の進め方(例)～レッツスタート～

ごみを処理するためには必ず費用がかかります。「ごみ処理経費削減」を意識して、それぞれの職場に合ったごみ減量に取り組んでみましょう！

ステップ1 担当者を決める。(組織を作る。)

誰が、どの部署が、率先してごみ減量を進めていくのかを決めます。

ステップ2 現状を把握する。

自分の会社が出しているごみを見てください。分別は適切にできていますか？

再生できる紙が捨てられていませんか？ まず、現状を把握しましょう。

「どんな種類のごみがどのくらいの量出ているか」

→ (把握方法一例) 計量して推計値を出す。

「どのような処理方法でいくらかかっているか」

→ (把握方法一例) 契約している許可業者に確認する。



ステップ3 減量のターゲットを絞り込む。

資源物の分別回収やごみの発生抑制について、取り組む余地はないか、現状ではごみとして廃棄しているものについてリサイクルの可能性があるかどうかを検討し、取り組むことができる内容を洗い出してみましょう。



ロックオン

ステップ4 できることから始めてみる。

例) 燃えるごみに捨ててしまいがちな紙類 (メモ用紙、お菓子の箱など) を資源物として分別回収する。

例) 研修会を実施する。ごみの分別方法やリサイクルに関するマニュアルを作成する。

例) 紙類、金属、油など、廃棄物ではなく「有価物」として売却できないか検討し、売却先を探す。

例) ごみ減量計画書を作成する。ごみ・資源物の排出量に関する目標値を設定し、それに向けて資源とごみの分別の徹底などに取り組む。

ステップ5 減っているか、分別されているか確認する。(検証)

取組みの効果がどうであったか、ステップ2に戻って現状を確認し、できることはないか再度検討しましょう。

再度検討

紙類の減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中で、大きな割合を占めるのが紙ごみです。書類や段ボール、新聞、雑誌などの古紙は、リサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。

紙の使用量の減量

- ・電子メール、社内ネットワークの活用によるペーパーレス化
紙ベースでの会議資料を減らす。社内回覧や文書は社内LANを活用する。
- ・両面コピーの励行やミスコピーの防止
両面コピー機能を活用する。印刷プレビューを確認後印刷する。ミスコピーを減らす。
- ・資料や書類の共有化や資料印刷部数の適正化
文書や資料の共有化を図り、コピー部数の削減に努める。
会議等での資料の印刷において、予備部数を極力減らすように努める。



紙のリユース・リサイクル

- ・不要になった紙の再利用
裏面が白紙のOA用紙は、社内文書やメモ用紙に再使用する。
封筒は社内連絡便等で繰り返し使用する。
- ・分別の徹底
紙のリサイクルでは、禁忌品の混入がないように、分別を徹底する。



雑がみのリサイクル

事業系一般廃棄物の中には、紙類がたくさん混入しています。この要因として、『雑がみ』がリサイクルできること自体あまり知られていないことが考えられます。
『雑がみリサイクル』を始めてみましょう!!

リサイクル可能!

雑がみとは…



やぶったメモ紙



ふせん



お菓子などの箱



紙袋



包装紙



窓開き封筒

(フィルムは取る。紙のフィルムは取らなくてよい)

廃棄物処理に関する問い合わせ先

処理を頼む場合は

一般廃棄物収集運搬業許可業者について

- 掛川市・菊川市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者については、ホームページで公開しています。(下記参照)

(掛川市WEBサイト)

掛川市一般廃棄物処理業

検索

(菊川市WEBサイト)

菊川市一般廃棄物処理業

検索

処理を頼む場合は

産業廃棄物処理業者(収集運搬業者及び処分業者)について

- 産業廃棄物処理業者(収集運搬業者および処分業者)について、市では業者のご紹介をしていませんので、静岡県廃棄物リサイクル課のホームページ内で検索してください。

静岡県産業廃棄物処理業者WEB検索システム

http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sanpai_websearch.nsf

自ら持ち込む場合は

☎ 市処理施設の連絡先 ☎

施設名 (組合名)	環境資源ギャラリー (掛川市・菊川市衛生施設組合)
住所 電話番号	掛川市満水2319番地 0537-23-2273
受入日	月曜日から金曜日の平日毎日 (祝日・年末年始は、事業系ごみの受入は休み)
受入時間	9:00～12:00 13:00～16:00
処 理 手数料	10kgにつき150円+消費税相当額

☎ 問い合わせ先 ☎

事業系一般廃棄物の出し方、分別に関すること 一般廃棄物処理業許可業者に関すること	掛川市環境政策課 TEL: 0537-21-1145
	菊川市環境推進課 TEL: 0537-35-0916
産業廃棄物処理業の許可に関すること 産業廃棄物排出者への指導に関すること	静岡県西部健康福祉センター環境課 TEL: 0538-37-2250
市処理施設への持込みに関すること	環境資源ギャラリー TEL: 0537-23-2273

※環境資源ギャラリーでは、産業廃棄物、処理困難物、危険物、有害物に該当するものは受入できません。専門の業者(産業廃棄物処理業者)などへお願いします。

2018年 策定